

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

エムシーパートナーズ株式会社とエムシーパートナーズ株式会社の過半数労働者代表は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、全派遣従業員（以下「派遣社員」という。）に適用する。

- 2 派遣社員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、派遣社員について、一の労働契約の契約期間中に特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 派遣社員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当及び通勤手当とする。

なお、前項の基本給については、その比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」に、退職手当相当額（5%）が含まれているため、これらを考慮して決定している。

(賃金の決定方法)

第3条 派遣社員の基本給及び賞与相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は別表1のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和5年8月29日職発0829第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について（以下「通達」という。）に定める中分類「7 開発技術者」「8 製造技術者」「25 一般事務」「27 生産関連事務」「28 営業・販売関連事務」「31 事務用機器操作」「62 製品検査（金属除く）」「64 生産関連」とする。
- (2) 通勤手当については、基本給とは分離し、第6条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、通達に定める「地域指数」の都道府県単位にて調整する。
- (4) 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を別表1に定める額に5%を乗じた額（1円未満端数切り上げ）とする。

第4条 派遣社員の基本給は、別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること満たした別表2のとおりとする。

第5条 エムシーパートナーズ株式会社は、第7条の規定による派遣社員の勤務評価を「基礎能力」「勤務態度」「業務遂行能力」などに基づいて行った結果、職務の内容等について向上が認められた場合は基本給の改善をおこなう。改善する場合には就業条件明示書により個別に定め通知するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、勤務評価の結果が著しく悪い場合は降給を行うことがある。

第6条 通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。その取扱いは『通勤費補助規則』を適用する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第7条 基本給は、派遣開始後に年1回定期的に行う公正に実施された勤務評価の結果に基づき決定する。

(賃金以外の待遇)

第8条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、職務の内容、当該職務の内容及びその他の事情を勘案して通常の労働者(派遣労働者を除く。)との均等・均衡待遇を保つものとする。

(教育訓練)

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「エムシーパートナーズ・キャリアアップに資する教育訓練実施計画」に従って実施する。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(2) 本協定に定めた事項についても、労使で誠実に協議して合意したものについては改定する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、2024年4月1日から2025年3月31日までの1年間とする。

2024年 3月 25日

過半数労働者代表 櫻井 礼子



エムシーパートナーズ株式会社

つくばオフィス

チーフ 木村 宏一



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

2024年度版

職業安定業務統計地域指数	茨城県	1.011	前年度は1.008（前々年度1.004）
--------------	-----	-------	----------------------

上段は基本統計		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値			
		0年	0.5年	1年	2年
7 開発技術者	職業安定業務統計値	1,267	1,363	1,458	1,599
	地域調整単価	1,281	1,378	1,475	1,617
8 製造技術者	職業安定業務統計値	1,261	1,356	1,451	1,591
	地域調整単価	1,275	1,371	1,467	1,609
25 一般事務	職業安定業務統計値	1,075	1,156	1,237	1,357
	地域調整単価	1,087	1,169	1,251	1,372
27 生産関連事務	職業安定業務統計値	1,144	1,231	1,317	1,444
	地域調整単価	1,157	1,245	1,332	1,460
28 営業・販売関連事務員	職業安定業務統計値	1,173	1,262	1,350	1,480
	地域調整単価	1,186	1,276	1,365	1,497
31 事務用機器操作の職業	職業安定業務統計値	1,114	1,198	1,282	1,406
	地域調整単価	1,127	1,212	1,297	1,422
62 製品検査(金属除く)	職業安定業務統計値	1,057	1,137	1,217	1,334
	地域調整単価	1,069	1,150	1,231	1,349
64 生産関連・生産類似	職業安定業務統計値	1,177	1,266	1,355	1,485
	地域調整単価	1,190	1,280	1,370	1,502

※「令和4年度職業安定業務統計」の中分類に該当する業務
職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）

別表2 対象従業員の基本給及び賞与相当額

2024年度版

2024年度退職金5%

1.05

(前年と同じ)

中分類	ステージ	S 1	S 2	S 3	S 4
		0年	0.5年	1年	2年
7 開発技術者	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,281	1,378	1,475	1,617
	基本給・賞与相当額	1,281～	1,378～	1,475～	1,617～
	退職金5%含む金額	1,346～	1,447～	1,549～	1,698～
8 製造技術者	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,275	1,371	1,467	1,609
	基本給・賞与相当額	1,275～	1,371～	1,467～	1,609～
	退職金5%含む金額	1,339～	1,440～	1,541～	1,690～
25 一般事務	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,087	1,169	1,251	1,372
	基本給・賞与相当額	1,087～	1,169～	1,251～	1,372～
	退職金5%含む金額	1,142～	1,228～	1,314～	1,441～
27 生産関連事務	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,157	1,245	1,332	1,460
	基本給・賞与相当額	1,157～	1,245～	1,332～	1,460～
	退職金5%含む金額	1,227～	1,320～	1,412～	1,548～
28 営業・販売関連事務員	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,186	1,276	1,365	1,497
	基本給・賞与相当額	1,186～	1,276～	1,365～	1,497～
	退職金5%含む金額	1,246～	1,340～	1,434～	1,572～
31 事務用機器操作の職業	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,127	1,212	1,297	1,422
	基本給・賞与相当額	1,127～	1,212～	1,297～	1,422～
	退職金5%含む金額	1,195～	1,285～	1,375～	1,508～
62 製品検査(金属除く)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,069	1,150	1,231	1,349
	基本給・賞与相当額	1,069～	1,150～	1,231～	1,349～
	退職金5%含む金額	1,123～	1,208～	1,293～	1,417～
64 生産関連・生産類似	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	1,190	1,280	1,370	1,502
	基本給・賞与相当額	1,190～	1,280～	1,370～	1,502～
	退職金5%含む金額	1,250～	1,344～	1,439～	1,578～

※上記表中の 対応する一般の労働者の平均的な賃金の額は

「令和4年度職業安定業務統計職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」に地域指数を乗じた金額である。

※退職金支給対象者は 基本給・賞与相当額に5%を乗じた額を退職金相当額として基本給及び賞与相当額とあわせて支給する。